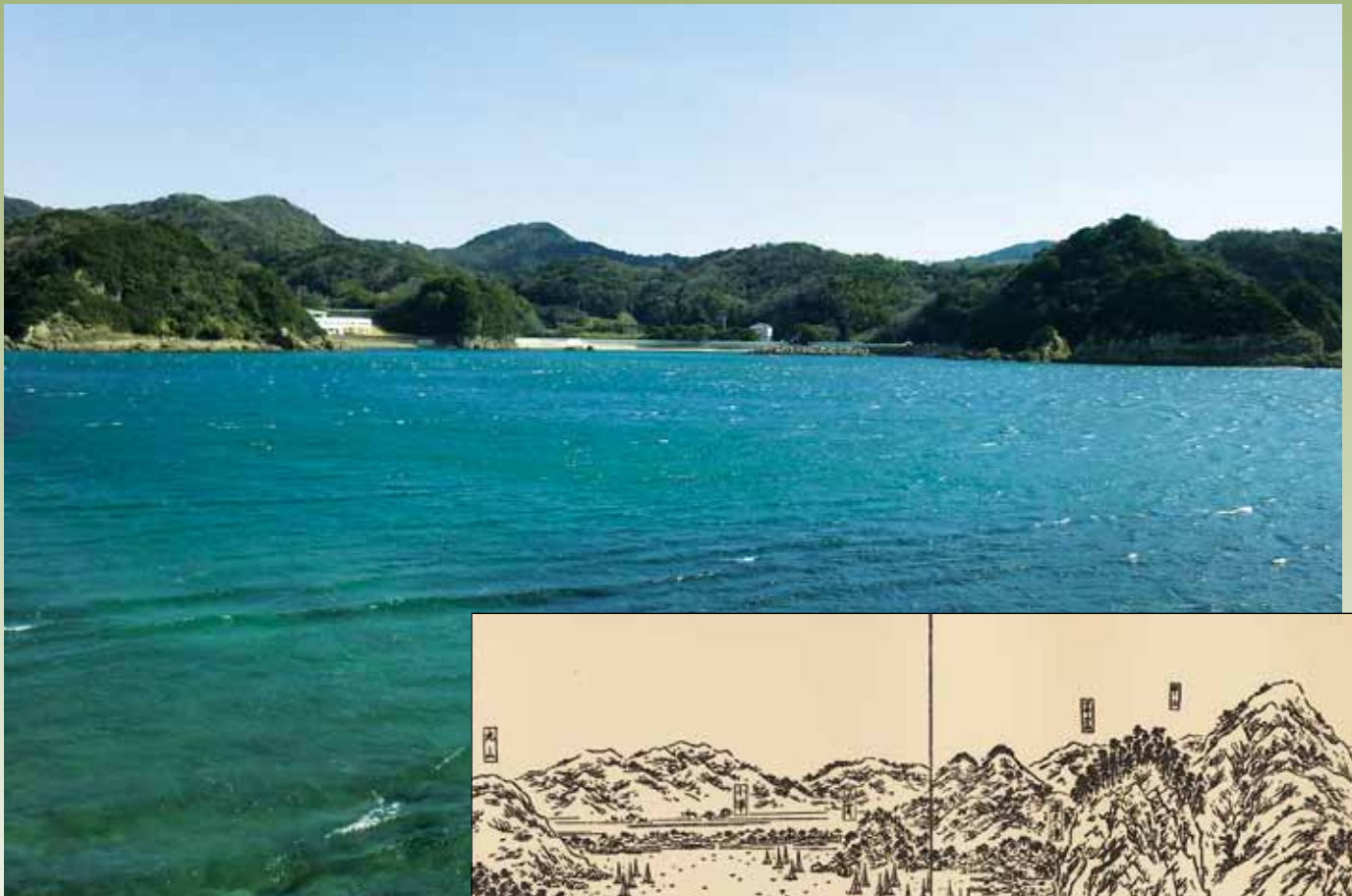


和歌山県立

もん じょ かん

# 文書館だより

第39号 平成26年3月



【写真】日高郡日高町津久野

右端手前の小山は『紀伊国名所図絵』にある「甲山<sup>かた</sup>」

左端が安永3年(1774)6月23日に阿波国堂ノ浦清太兵衛船が破船した「糸崎」

【図】『紀伊国名所図会』後編巻5より「小浦・津久浦」

津久野は「津久ノ浦」、「糸崎」は「エジサキ」と書かれています(画面中央)

# 日高郡津久野浦に来た阿波の釣漁師たち

## ◆日高郡津久野浦

日高郡日高町津久野は、山に囲まれ、紀伊水道に面した小さな入り江です。かつては津久野浦と呼ばれ、江戸時代に入って関東地方への鰯網漁業の出稼ぎで急速に発展し、慶長六年(一六〇一)には一二戸であったのが正徳三年(一七二三)には四八戸二〇九人まで増加しました。その後関東漁業の不振とともに減少し、隣の比井浦で発展した廻船業の水主稼ぎなどで一時持ち直しますが、比井廻船の衰退とともに再び減少します。明治以降も海外移民などによって漸次減少し、現在、住家は二軒となっています。

江戸時代、津久野浦には延縄漁師や手繰網漁師など、他国

表 津久野浦の戸数・人口推移

年代 (西暦)	慶長6 (1601)	延宝6 (1678)	正徳3 (1713)	寛保元 (1741)	寛延元 (1748)	宝暦元 (1751)	安永2 (1773)	寛政11 (1799)	享和元 (1801)	天保7 (1836)	天保10 (1839)	慶応元 (1865)	明治6 (1873)
戸数	12	30	48	39	37	38	34	43	41	43	42	31	31
人口		132	209	155	146	150	150	147	156			124	124

\*人口は8才以上

磯崎てるみ「近世中後期、紀州浦方小村落の経済構造」(『和歌山地方史研究』第3号)より

からさまざまな人々が例年長期滞在し、出稼ぎの根拠地としていました(据浦といえます)。その中には、全国に先進的な一本釣漁法を広めたことで名高い阿波国堂ノ浦と北泊の漁師たちがいました。

彼ら阿波の漁師たちの活動と、彼らを迎え入れる津久野浦の人たちとの関係を、代々津久野浦の庄屋などを務めた塩崎家の古文書から見ていきましょう。

### ◆阿州堂ノ浦・北泊の釣漁師

阿州堂ノ浦・北泊は、うず潮で有名な鳴門海峡にほど近い小鳴門海峡に面した漁村です(現徳島県鳴門市瀬戸町堂浦・北泊)。最寄の漁場は鳴門海峡であり、潮流が早いいため網漁や延縄漁には向きません。そこで漁師たちは、カンコ船と呼ばれる、小回りが大きく三枚板の小舟に乗り、一本釣の技を磨きました。現在では一般的な、釣針の近くに錘を付けて釣糸が早く海底に達するようにして、錘が着底すると若干引き上げて上下させる「下げ釣」漁法は、彼らが広めたといわれています。

一本釣は漁獲量が限られるために高値で取引される魚を獲物とする必要がありますが、春先に釣れる鳴門の「桜鯛」は昔から有名で、また一本釣の魚は活きが良く、生きたまま大坂まで運べるので高値で売れました。大坂の発展により魚の消費量が増えるとともに、船の胴の間に穴



堂浦のカンコ船(重要有形民俗文化財)

昭和時代のもですが、構造は江戸時代のもので変わりません。堂浦・北泊の漁師は、この小舟でどこまでも釣りを行ったそうです。(瀬戸内海歴史民俗資料館提供)



テグス

これは「荒テグス」というもので、これを磨き、太さを均一にして釣糸にしました。(徳島県立博物館提供)

をあげ生簀にした生ケ船が発明されて活魚運搬技術が発達すると、彼らはより遠くまで高級魚を求めて行きます。

### ◆テグス

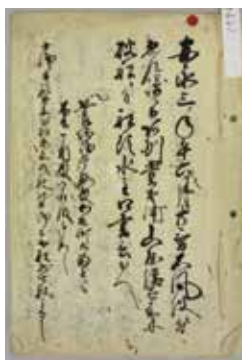
堂ノ浦漁師がもたらした釣漁法の発明の一つに、テグスの導入があります。テグスは、現在では釣糸全般のことをいいますが、もとは楓蚕などと呼ばれる虫から作られる糸のことです。中国からの輸入業の包装に使われていたものを江戸時代はじめ頃に堂ノ浦漁師が見付け、半透明で弾力があることから釣糸として用い、目覚しい釣果を上げました。

堂ノ浦の漁師たちは、先進的漁法とともにテグスを携え、瀬戸内海を中心に西日本全国に出稼ぎし、ある場所ではそのまま定住し、またある場所では土地の人に釣漁法を伝授していきました。たとえば、イカで有名な佐賀県呼子は彼らの移住によって発展した漁村ですし、和歌山県では、雑賀崎(和歌山市)の一本釣も、江戸時代中期に堂ノ浦漁師から鱒釣漁法を習ったことから始まるといわれています。津久野浦にやってきた漁師たちも、きつとテグスを用いたはずです。

### ◆津久野浦への入漁

安永三年(一七七四)、堂ノ浦直船頭(船の所有者が船頭も務めること)山屋清太兵衛の生魚生ケ船が強風に煽られ、津久野浦内の荒磯に打ち上げられて破船した際の記録があります(塩崎家文書資料五二〇)。以下の資料番号は全て同家文書。

「六月の土用を迎えてから南風が段々強まって二十三日には大時化となり、湾内に碇泊していた山屋の船が破船した。漁船は朝のうちに浜へ引き上げておいたので無事であった。」などとあり、次のような内容の、清太兵衛たちからの口書を書いています。



資料 520「安永三年午六月廿三日大風波二付衆ん崎二而阿州堂野浦山屋清太兵衛舟破船二付船頭水主口書ひかへ」(1774)





地図 津久野浦と阿波国北泊・堂浦

堂ノ浦直船頭清太兵衛の「生魚生ケ舟」六反帆四人乗は、当年四月から「下ケ釣仕入漁舟」一四艘を引いて、当浦へ漁稼ぎに来ており、船掛かりしていったところ、昨二十三日に風波が強くなり、五頭下ろしていた碇のうち四頭の綱が切れ、当浦内の「えん崎」という荒磯に打ち上げ、「くだくだ」になりました。庄屋・肝煎衆や当浦に止宿している「私共仕入漁舟乗組之者共」が残らず出てくたさきり、助かりました。大庄屋衆もお越しになり、次第をお尋ねになりました。「御介抱」いただき、不自由なことはなく、かたじけなく存じます。私共は、「親代々」八、九〇年も毎年春夏に漁稼ぎに来ております。また、「私仕入之船」も当浦に多く滞在中で、

清太兵衛のように生ケ舟を持ち、「仕入漁舟」を引き連れる者はシヨウヌシ(商主)などと呼ばれました。シヨウヌシは漁師に出資し、その見返りに漁師が釣った魚を仕入れる権利を得ました。魚は生ケ舟で生かしておき、ころあいを見計らって大坂や和歌山などに売りに行くか、あるいは買いに來る出買船に売ったものと思われます。漁船は朝のうちに陸上げて無事だったのに、生ケ舟はそうしていなかったのは、既に生簀にいくらかの魚があり、船を陸上げて魚を死なせ、値が下がるのを惜しんだためだと思われます。以上のような彼らの入漁の様子は幕末まで文書で確認できますが、寛政四年(一七九二)には、津久野浦と比井浦合わせて七〇艘もの入漁・据浦があったこと

來る七月初めには例年どおり国元へ帰りますので、(破船した船に乗っていた)私共も、その時までこのまま逗留し、稼がせていただきたく存じます。この文書によると、彼らは貞享・元禄(一六八四〜一七〇三)の頃から代々、毎年春から夏にかけて津久野浦に入漁し、据浦してきただけが分かります。商人と思しき清太兵衛は、生ケ舟に「下ケ釣仕入漁舟」の 칸コ船一四艘を連結し(舳い)、曳航して阿波からやって來たのでしょうか。

が分かります(資料一)。 ◆なぜ、津久野浦に? では、なぜ、多くの漁師たちが津久野浦を出稼ぎの拠点としたのでしょうか。それは、近くに「良い漁場」があったこと、漁師にとって津久野浦が「歓迎される環境」であったことが考えられます。

1 良い漁場

送のコストを考えると、消費地に近い方がより有利なのはいうまでもありません。 2 歓迎される環境 もともと紀州藩では、入漁者の宿代や入漁料の収入によって浦が潤うとして、国内外からの入漁者の据浦を奨励していました(資料四一〇。『和歌山県史近世史料三』一六七頁)。

「良い漁場」とは、どのような所でしょうか。まず、彼らの持つ技術にマッチした漁場であることが挙げられます。文書から分かる限り、彼らは津久野浦の沖合や日ノ岬沖などで釣っていたようです。日ノ岬沖は潮の流れが速くて有名ですから、彼らの持つ技術が発揮でき、また彼らにふさわしい魚が掛かる場所であったのでしょうか。

釣の場合には、餌の入手がしやすいことも重要です。彼らは 칸コ船に小網を積み込んでおり、小エビなどを曳いて餌にしたようですが、後に述べるように、津久野浦沖で餌の入手が難しくなると、他所で据浦せざるを得なくなる場合も生じてきます。 次に、地元で競合する漁師がいないか、少ないことも重要です。津久野浦には、彼らが入漁しはじめた頃には、釣漁師はいませんでした。競合相手がいないければ、トラブルなく入漁できます。 また、消費地に近いことが挙げられます。釣魚は鮮度が命です。津久野浦は大坂や和歌山などの大都市に比較的近い場所にあります。もちろん生ケ船があれば、熊野など相当遠い所から活魚を運ぶことはできますが、魚の「活き」、それから輸

ば、少しでも御役金が上納しやすくなるので、何とか内縁と引留めを黙認してもらいたい。

このような、積極的に入漁者を受け入れ、引き留めざるを得ない津久野浦の状況が、堂ノ浦・北泊漁師の入漁を促したといえましよう。漁師を引き留め、ここで生活してもらうことによって現在の糧を、漁師の技術を習得するによって将来の糧を、それぞれ得ようとしたのです。

この後、津久野浦では少しずつ釣漁師が出て、「廻船稼ぎと釣漁の浦」となっていきました。

### ◆入漁生活

入漁者の「据浦」生活は、一体どのようなものだったのでしょうか。

堂ノ浦・北泊漁師は、先述したようにシヨウヌシに率いられて毎年やって来ます。そして津久野浦と、隣接する比井浦・唐子浦に分散して船掛かりし、いくらか宿賃を払って各浦の「宿」に宿泊します。宿賃は、津久野浦住人にとって貴重な収入源でした。排泄物なども、畑の肥やしになったことでしょう。なお、「宿」は、彼らの身元引受人にもなりません。

津久野浦では、庄屋であり、商人でもある塩崎家が藩から特別に許可をもらい、他国漁師に提供するために酒を仕入れ、販売していました(資料三六九。『県史近世史料五』四八八頁)。また、堂ノ浦漁師に「松」を販売した記録もあります(資料三八一)。松葉のことで、船底を焼いて消毒する「船たで」に用いられたのだと思われまます。

彼らは、カンコ船一艘に三人か、せい

ぜい四人乗って操業したようです。釣つた魚は生ケ船を持つシヨウヌシに売りま

す。紀州藩内の多くの浦方にあった「御口前所」という役所は、魚などの流通税である二分口銀を徴収しますが、津久野浦の御口前所の運営は、塩崎家が藩に一定額を上納して請け負っていました。二分口銀は、本来全ての漁獲物について課税・徴収しなければなりません。が、塩崎家は、どうやら裁量でこれがある程度見逃していたようです。このことも、津久野浦での据浦を促した一因でしょう。

漁師たちは、シヨウヌシとの取決めのない季節には、自由に操業することもあったようです。その場合でも、モヤイで数艘でグループを組んで操業しました。ただし、据浦はいつもの浦でしなればなりません。シヨウヌシからは自由であっても、先に述べた税制上の優遇や、時には塩崎家から借銀などしていることがあったからです。たとえ据浦近くで不漁になったり、遠くに好漁場を見付けたりしても、据浦を替える「浦替」は簡単には許されませんでした。

### ◆江戸時代後期以降の動向

文化四年(一八〇七)、津久野浦沖より南の海域に好漁場を見付けた堂ノ浦の漁師が、例年の宿に据浦せず、「抜釣」しているのが見付かり、詫び状を出しています(資料二)。

その二〇年後の文政十年(一八二七)、津久野・比井・唐子の三浦の庄屋・肝煎と「宿総代」が連名で大庄屋宛てに願書を出しています。(資料三九七のうち、「文政十年御用達控」)。

堂ノ浦・北泊の釣漁師が三ヶ浦で漁稼ぎをすることは、宿泊料や、彼ら向けの商売も生じることから、浦にとって助けになることです。

釣漁の餌にする小エビは、三ヶ浦の沖で彼らが小網で捕っていました。先年から、七月末から八月にかけては、当地で全く捕れなくなり、やむなく、昔から捕ってきた場所である由良湊内で捕ってきました。

しかし、七、八年前から神谷浦の者が入漁を拒んで漁船を引き上げたりしました。最初は話し合いで解決していましたが、四、五年前からは神谷浦に据浦しなければ網を曳かせなくなり、やむなくモヤイのうち一艘だけを神谷浦に据浦させ、曳いておりました。

そうすると去年は、据浦しない者には一艘たりとも網を曳かせないということになったため、七月末から九月までの間、全ての漁師が神谷浦に据浦してしまい、三ヶ浦の宿や漁師との小商いをしている者は難儀しております。

漁師たちは昔から三ヶ浦で据浦しており、不漁で難儀している漁師などに「仕出銀」なども出しておりますので、外浦へ据浦されては甚だ難儀です。何卒、「御上之御威光を以」って、昔からの仕来りどおり、三ヶ浦に据浦することの障りをなくし、由良湊内での餌漁を拒ませないよう、仰せ付けくださいますよう、お願い申し上げます。

神谷浦に据浦しなければ餌が取れないので、漁師たちは「浦替」せざるを得なくなっていたのです。

古来の仕来りがあったとしても、据浦の漁場や沖合で餌や魚が捕れなくなった

り、あるいはより条件の良い場所が他に現れたりすると、このような「外庄」を契機に据浦する場としての優位性が失われてくるのでした。

慶応二年(一八六六)の文書(資料三九七のうち、「慶応式年御用達控」)に、不漁と諸物価高騰のために他所からの釣漁師の据浦が近年は少なくなっているとの記述があります。その後は、明治五年(一八七二)に北泊に嫁入りした女性がいることが分かる(資料一八八)ほかには、津久野浦での堂ノ浦・北泊漁師の足跡を伝える文書はありません。

明治になり、「据浦」の縛りがなくなると、彼らはより良い漁場の近くに拠点を移してしまつたのでしょうか。

しかし、明治六年、津久野浦には釣漁師が一五名いました(資料三九七のうち、「明治五年申年より明治八年御用達控」)。この漁師たちは、かつて阿波の漁師たちが技術を教えた人たちの子孫です。阿波の漁師の血を引く者もいたかもしれませぬ。(藤隆宏)

### \*参考文献

磯崎てるみ「近世中後期、紀州浦方小村落の経済構造」

宮本常一「海に生きる人びと」

日本常民文化研究所『日本水産史』

『和歌山縣海草郡誌』

瀬戸内海歴史民俗資料館『瀬戸内海及び

周辺地域の漁撈用具と習俗』

塩崎昇『塩崎家文書一・二』



パネル展示の紹介

2015 明治の新聞広告

明治時代に発行された新聞から、そこに掲載されていた広告をとりあげ、展示しました。

明治に生きた私たちのご先祖様たちが、暮らしの中で日々目にしたのであろう新聞広告の一部をご覧いただけます。

時代の最先端を行くものから、「え？こんなものがあったのか」とびっくり！するものを抜粋しました。

今日の私たちからすれば、相当に不可解なものもありますが、新しい技術や知識を臆することなく吸収していった明治という時代の風潮を感じ取っていただければと思います。

最先端技術です

広告1は、「煮炊厨炉」とあることから、今のコンロのことでしょうか。

当時は台所に備え付のかまど(へっついさん)が主流でしたが、燃料に薪を使っていたため天井が煤や煙などで汚れたりしていたようです。そこでこの「煮炊厨炉」に取りかえれば、木炭を使うので、「家ノ煙リ又ハ煤灰ヲ點スルコトナシ」となり、また熱効率もいいのでしょいか、「飯ヲ炊クニ幾升ニテモ十五分間乃至廿分間ニテ足レリ、且不熟ノ憂ヒナク其味頗ル美ナリ」と、その効果を売り込んでいます。さらに燃料費の節約にもなることを従来の「改良釜」と具体的な数字と比較し、さらには「炉ノ効要及経済上ノ比例右之通ニ御座候付御試験御所望之諸君御一報被下候ハ早速持参御説明可申候」と、何とも熱の入った宣伝がなされています。



広告1 「和歌山日日新聞」 明治23年8月8日他

(広告文) 専売特許煮炊厨炉(中略) 厨炉ノ効要ハ 火焰散逸セザルヲ以テ火災ノ憂ナシ 薪材ヲ要セザル故ニ家ノ煙リ又ハ煤灰ヲ點スルコトナシ 飯ヲ炊クニ幾升ニテモ十五分間乃至廿分間ニテ足レリ且木炭ノ憂ヒナク其味頗ル美ナリ 飯ニ不問成共煮焼自由ニシテ且持運ニ至極便利ナリ 釜鍋ハ是御使用ノ者ヲ用ユルヲ得場所ヲ取ラズ且從來ノ薪材ノ置場ハ他事ニ使用スルル 炊煮ノ時間ニシテノ仕力出来ル 厨炉ノ効要ハ 木炭ヲ使用シテ旧法薪材ノ三分ノ二以上ノ利益アリ 経済比例 入口七人ノ家内 従来ノ改良釜 日分平均 厨炉 日分平均 薪材 五百日此代三銭 木炭 五百日此代九厘 此二天五分金拾拾圓 此二天五分金二拾拾圓 差引七拾七拾圓ノ利益 但木炭ハ三銭ノ阿波炭ヲ用ヒ薪材ハ吉備白目銭十圓ノ小割炉ノ効要及経済上ノ比例右之通ニ御座候付御試験御所望之諸君御一報被下候ハ早速持参御説明可申候 (以下略)



広告2 「牟婁新報」 明治34年1月2日他

広告2は蓄音機です。蓄音機はエンジンによって一八七七年(明治十年)に発明され、日本へ商品として輸入されたのは一八九六年(明治二十九年)頃でした。

広告にある蓄音機の動力はバネ式ですが、音を再生するレコードの部分がないことから、一般に普及した円盤式より古い型とみられます。しかしながら「蓄音器新工夫一大進歩の至急廣告」と大々的に広告されています。

劇場のような場所でお披露目されていることから、この時期はまだ一般家庭に普及するには至っていないのでしょう。価格は三種類で、甲種で六拾円とあり、封書は三銭(四匁ごと)でした。

(広告文) 蓄音機(新)至急廣告 蓄音機は更に新工夫を加へて一大進歩を為し目下其品漸く本堂に着荷したり 従来ノ蓄音機に比ぶれば其特色の要点は左の如し (蓄音機) ① 音声非常に高朗にして従前ノ如く低声にあらず ② 喇叭ハニッケル鍍金は少しも音声を柔する事なし ③ 機械ノ要部に塵除を附けたれば塵埃ノ入る憂なし ④ 銅管ノ製造ハ従前ニ比ぶれば堅硬にして肉厚故に如何なる炎暑にても溶解することなく志も永遠に保存して変調する事なし 価格ハ 甲種 金八拾拾圓 乙種 金四拾八圓 丙種 金三拾八圓 ⑤ 市外 送料金五拾圓 新工夫一大進歩ノ蓄音機第一蓄音機ハ員数に限りありを以て御望ノ紳士閣下早々御来需をそはされ度後れてハ人手に渡るべく候 早々願



広告3 「紀伊毎日」 明治32年7月11日他

広告3は、簡易型の噴水でしょうか？ 広告文によると「輕便暴雨」とあり、暑い夏に使用すれば「爆水轟然として奮飛昇騰し。散じて細霧を生じ清風颯々」となり、「全身の爽涼言ふべからず」と涼しさを感じることが出来るようすが、あくまでも、「室内用」であることに驚きを禁じえません。(松島由佳)

(広告文) 暑しらず夏むすれ 炎帝威を運ぶし、身は釜中に在るが如く。恰も蒸すに似たり、此時に際し本器を室内に置かば、巧妙なる機械の装置により、爆水轟然として奮飛昇騰し。散じて細霧を生じ清風颯々として来り、満室頓に冷を感じ、全身の爽涼言ふべからず。実にこれ現代の好具、夏時必須の要器。全部金属製外部黒漆塗金時給顔美麗高尚至内装飾適当 正価甲種壹百五十銭 乙種壹百圓 丙種壹百圓 送料共各壹圓 二付金拾拾圓 爲替高概局宛 取次販売望の方は至急御申込みを乞

## 平成二十五年度新収古文書の紹介

平成二十五年度に当館が寄贈・寄託によって新収した古文書の概要を紹介いたします。これらについては、これから番号付け、目録作り、複製物作成など、皆様にご利用いただくための整理を進めていきます。なお、整理中の文書は、出納に時間がかかったり、ご利用になれない場合があります。ご利用にあたっては、事前に当館にご連絡ください。

## 海部郡和歌村役場

## 「蠣海苔及漁業其他必用書類留」

明治五年(一八七二)から同三十年までの海部郡和歌村役場(同二十九年からは海草郡。現和歌山市)の水産業関係公文書がまとめられた文書一冊です。

明治期における和歌の浦の景観保全活動、蠣・海苔業及び和歌公園成立に係る重要資料として既に知られています。が、旧蔵者の和歌川漁業協同組合が平成二十六年三月をもって解散するため、当館に寄贈されました。



明治五年六月ヨリ  
蠣海苔及漁業其他必用書類留  
海部郡和歌村役場

## 川端亨子氏寄贈文書

海南市下津町で代々煙草商を営んでいた

た川端家に伝わった文書約二〇点ですが、そのほとんどは、和歌山市元寺町一丁目にあつたという「佐野家」に関する文書です。現在のところ、両家の関係は分かりません。

内容は、佐野家が営んでいた煙草小売業の計算書や習字の手本などのほか、佐野藤祐なる紀州藩家臣の関係文書である嘉永元年(一八四八)の三上林右衛門預同心二〇人分の武器に係る「請取申御道具之事」、明治二年に藤祐ら二〇名から鮎沢三郎右衛門に提出された「就切支丹宗門御改一札之事」、同十年に藤祐の隠居及びうめの家督相続が認められた和歌山県庁からの証書などがあります。

## 谷井家文書(和歌山市関戸)

平成二十四年度に続いて追加寄贈された文書約五〇〇点です。今回寄贈分には、地主経営や質業の関係文書のほか、谷井勘蔵が株式会社四十三銀行取締役、紀陽貯蓄銀行(紀陽銀行の前身)頭取、和歌山県農工銀行頭取等を歴任した時期における各社役員らとの往復書簡が多く含まれます。また、勘蔵の子息で著名な考古学者であった濟一が大正十三年(一九二四)に衆議院議員選挙に立候補した際の資料などもあります。

なお、当館のほか、一部の古文書は和歌山市立博物館、濟一の考古学関係の資料は和歌山県立紀伊風土記の丘に寄贈されています。

## 父川家文書(橋本市東家)

平成二十四年度に続き、橋本市東家に所在した父川家(屋号「鍋屋」)に伝わった文書三六点を追加寄贈いただきました。今回寄贈分には、文政期(一八一八)から明治後期に至る父川兵五郎に係る田畑名寄帳や証書類のほか、東家村会議員当選証書(明治十七年)、「明德講」に関する文書などがあります。

## 孟子区有文書(海南市孟子)

海南市孟子は、明治二十二年までは那賀郡孟子村、同年からは北野上村の大字、そして昭和三十年(一九五五)からは海南市の大字として続く地域です。

孟子区有文書は、江戸時代の孟子村から現在まで代々作成・取得され、引き継がれてきた約二〇〇点の文書群で、慶長検地帳(慶長六年(一六〇一)の写し(元禄十年(一六九七)作成)などの近世文書のほか、明治四十年頃から現代に至る大字(区)の運営に関する記録がまとまって残っています。

特に、戦中・戦後期の区会の記録や区への通達などは貴重であるため、『海南市史史料編Ⅲ』に多く翻刻されています。

## 遊佐家文書

戦国時代の有名な河内国守護代遊佐河内守長教・信教親子の直系の子孫であるとして、寛永十三年(一六三六)に紀州藩に召し抱えられ、以後代々藩士として明治まで続いた家の文書約一五〇点です。内容は、同家及び養子の実方の家

譜、文政十三年(一八三〇)から安政五年(一八五八)まで遊佐内記正教が勤めた長保寺見廻り役の役職や明治期に紀州東照宮社司を勤めた保の神職に関する記録などですが、同家は、長教・信教直系という由緒をねつ造して仕官したようで、由緒のねつ造・修正の過程が分かる興味深い文書群です。

なお、これらの文書は、当館において既にマイクロフィルム撮影及び複製物作成を終え、同家に伝わった刀・脇差し、茶道具、神主装束、和歌祭の祭礼具などとともに和歌山県立博物館に寄贈される予定です。

## 塩崎家文書(日高町津久野)

本紙「日高郡津久野浦に來た阿波の釣漁師たち」で取り上げた文書約七〇〇点です。塩崎家は、江戸時代、農業・商業・漁業を行うとともに、代々津久野浦の庄屋を務めました。また、紀州藩の流通税を取り立てる役所である御口前所の運営も請け負いました。

同家文書は、紀州藩における浦方支配や二歩口役所・御口前所の運営実態、関東地方への出漁を含む漁業・漁村の発生・展開に関する第一級の研究資料であり、既に『和歌山県史』をはじめ多くの研究で取り上げられてきました。

なお、同家文書は現在未撮影ですが、財団法人日本常民文化研究所『漁業制度資料目録第三集』(一九五一年)の資料番号で原本の出納が可能です。

※平成二十六年二月以降の新収古文書については、次号でご紹介します。



平成二十五年度 歴史講座

幕末城下町和歌山に暮らした人々

**第1回** 本町編 10月2日(土)

**第2回** 四丁町編 10月9日(土)

**第3回** その他 10月23日(土)



今年度の歴史講座は、きのくに志学館 講義・研修室を会場に「幕末城下町和歌山に暮らした人々」をテーマとして、三回にわたって開催しました。

当館の須山副主査が、幕末期の城下町の「御用留」をはじめ、さまざまな史料を参考として、町人町の両替商・質屋・本屋・酒屋等を可能なかぎり掘り起こし、その実態をイメージできるようにしました。



雨で足元の悪い日もある中、三日間で、延べ一三九名の方が受講され、受講後のアンケートでは半数以上の方から「興味深くおもしろかった」との回答をいただきました。

アンケートより抜粋

・和歌山に生まれそして育った、私の郷土ではあるけれど、城下町でありながら、その面影はあまり無く、心細かったのですが、この講座を聴講して息がつけたいと思います。

・須山先生の熱心な講義が心に残りました。和歌山市内に長く住んでいながら「幕末の和歌山」を殆ど知らない私にとって認識を新たにしました。

・表に出る歴史というよりも、城下町に住む人々の日常がわかるような、くらしの中の情報が頂けて有難かったです。城案内の際にも小話的に使える事も多々あった。

・橋の大破や架け替え工事の話は面白かった。治宝死去後の停止事項・解禁の様子も興味深かった、出火のてんまつ話などから、町人の暮らしも見えてくる。

・「御用留」等からこれだけ当時の生活が見えてくるのかと嬉しい喜びでした。

・新しい知見が得られました、幕末もみじかに感じられました。

平成二十五年度 古文書講座II

**入門者向け**

**第1回** 稽古はじめ 11月19日(火)

**第2回** 農民進級 11月26日(火)

**初級・中級者向け**

**第1回** 空砲火入れ訓練 12月3日(火)

**第2回** ミニエール銃 12月10日(火)

**第3回** 人相書き 12月17日(火)

「入門者向け」講座には、延べ八二名「初級・中級者向け」講座は、延べ一五五名の出席があり、アンケートでは半数以上の方から「興味深くおもしろかった」との回答をいただきました。



「入門者向け」アンケートより

・基本的なくずし方を教えていただいで、なるほどだと思えました。全く読めない字にも興味わいてきました。

・初めての古文書講座でしたが、わかりやすく説明していただいたので、ギブアップしませんでした。



・江戸時代独特の言いまわしや、書いた人独特の表現が、読解を更に分かるにくくしているが、それもなかなか面白いものですね。

・記されている事柄の意味状況、背景など、ていねいにわかりやすくご指導下さり、文書への関心が深まりました。

・国史は大好きでよく読んでいたのですが、古文書に触れたことは余りなかったため、江戸後期の農兵についての実際に触れ得て、興味深く受講できました。

和歌山県立文書館  
開館二十周年記念  
『古文書徹底解釈紀州の歴史』の刊行

平成五年七月三十一日に開館した当館の開館二十周年を記念して、平成八年以来、百数十回にわたって開催してきた古文書講座で取り上げた資料の中から古文書を厳選し、徹底的に読解しました。

古文書の写真にその読みや現代語訳を添えたばかりでなく、歴史用語についての解説はもちろん、敬語や補助動詞など語法についても疑問の余地のないように詳しく説明し、文意を徹底的に解釈します。

教材は、二つの物語に仕立てました。古文書を読み、近世の歴史が分かります。

● つるの嫁入り

海士郡塩津浦の百姓の娘つるが、天保八年(一八三七)に梅田村の武兵衛に嫁入ります。嫁入りの手続、土地の売買、息子の元服、お救い米の願上げ、大風雨の被害など、つるが没するまでの約三〇年間にわたる、つる・武兵衛一家・村の暮らしを覗きます。

● 偽一九と書物屋喜一郎

城下町和歌山の書物屋坂本屋喜一郎・大二郎兄弟は、天保五年(一八三四)以降、買い物ガイドブック『和歌山買物独案内』の出版を企て、町奉行所にたびたび許可を願いますが、なかなか認められません。その間、有名な江戸の戯作者十返舎一九も現れて、全く同じ企画を江戸で進めているといわれ、慌てふためきます。ところが一九は、四年前に既に没しているのです。

収蔵史料目録一三  
『紀美野町福田岡本家文書目録』の刊行

岡本家文書は、江戸時代から昭和初年にかけての約四、〇〇〇点の文書群で、うち九三〇点は和歌山県指定文化財です。このたび刊行した目録収録の各文書は、一部のものを除き、複製物による閲覧・複写が可能です。

那賀郡神野組福田村は、江戸時代を通じて高野山寺領でした。岡本家は、高野山から地主という格を与えられ、庄屋役や触頭を務めた家でした。

同家文書には、「万代日並記(写真と名付けられた、天明六年(一七八六)から文久三年(一八六三)までの七七年間、三代にわたって書き継がれた日記が残っています。その日の天気や、その日誰が何をしたのかを中心に、イエの行事、高野山や近隣の人々とのやりとりなどが公私にわたって書かれているほか、安政の大地震(一八五四)や、文久三年の天誅組の乱などの大事件についての記載もあり、貴重な記録となっています。



このほか、同家が発端となった安永五年(一七七六)の一揆や、寺領内の地主・帯刀人らで組織された「高野隊」に関する記録などがあります。

文書館の利用案内

■ 利用方法



◆ 閲覧室受付にある目録等で必要な資料、文書等を検索し、閲覧申請書に記入のうえ受付に提出してください。文書等利用の受付は閉館30分前までです。

◆ 閲覧室書棚に配架している行政資料、参考資料は自由に閲覧してください。

◆ 複写を希望される場合は、複写承認申請書に記入のうえ受付に提出してください。複写サービスは有料です。

■ 開館時間

- ◆ 火曜日・金曜日 午前10時～午後6時
- ◆ 土・日曜日・祝日及び振替休日 午前10時～午後5時

■ 休館日

- ◆ 月曜日(祝日又は振替休日と重なるときは、その後の平日)
- ◆ 年末年始 12月29日～1月3日
- ◆ 館内整理日 1月4日
- ◆ (月曜日のときは、5日)
- ◆ 2月・12月 第2木曜日
- ◆ (祝日と重なるときは、その翌日)

・ 特別整理期間 10日間(年1回)

■ 交通のご案内

- ◆ JR和歌山駅・南海電鉄和歌山市駅からバスで約20分
- ◆ 和歌山バス高松バス停下車徒歩約3分



ホームページアドレス  
<https://www.lib.wakayama-c.ed.jp/monjyo/>

和歌山県立文書館だより 第39号

平成26年3月31日 発行  
編集・発行 和歌山県立文書館  
〒644-1100 五丁  
和歌山市西高松一丁目七-三  
きのくに志学館内  
電話 〇七三-四三六-九五四〇  
FAX 〇七三-四三六-九五四一  
印刷 株式会社ウインク